

# 勝浦市オープンデータの推進に関する基本方針

令和3年2月26日 制定

令和5年4月1日一部改正

平成28年12月14日に公布・施行された官民データ活用推進基本法第11条において、国、地方公共団体が保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるような措置を講じることが義務付けられ、官民データ法に基づき、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とすることが掲げられている。

これらを踏まえ、本方針は、勝浦市がオープンデータを推進する上での基本的な考え方及び取組の方向性について示すものである。

## 【オープンデータの推進に関する基本的考え方】

### 1 オープンデータの定義

本方針におけるオープンデータとは、市が保有する公共データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるような、営利目的、非営利目的を問わず二次利用（加工、編集、再配布等）可能なルールが適用され、機械判読に適したデータ形式で、無償で利用できる形で公開されたデータである。

### 2 オープンデータ推進の意義

#### (1) 行政の透明性・信頼性の向上

政策立案等に用いられた公共データがオープンデータとして公開されることで、市民は政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になり、行政の透明性及び行政に対する市民の信頼が高まる。

#### (2) 市民・企業等との協働の推進と地域課題の解決

市民・企業等と本市が保有するデータを共有することで市民の市政への関心が高まり、市民協働の促進が図られるとともに、多種多様な地域課題の解決が期待される。

#### (3) 地域経済の活性化

本市が保有するデータを営利目的も含めて二次利用を認めることで、新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、本市経済の活性化に寄与する。

#### (4) 行政における業務の高度化・効率化

本市においてデータ活用により得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案が行われることで、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。

## 【オープンデータ推進に向けた取組の方向性】

### 3 オープンデータ化の対象となるデータ

本市が保有するデータのうち、本市のホームページにおいて公開しているものや内閣官房IT総合戦略室の推奨データセットを優先してオープンデータ化するとともに、公開していないデータ又は新たに作成、取得、加工等するデータについても、利用ニーズ、効果等を考慮したうえで可能なものから順次オープンデータ化に努める。

ただし、以下に該当するデータは対象外とする。

- ①個人情報・機密情報が含まれているデータ
- ②第三者の権利が含まれているデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く）
- ③個別法令等において二次利用が制限されているデータ
- ④その他（具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないデータ）

### 4 二次利用に関する基本的ルール

#### (1) 二次利用が可能な利用ルールの設定

オープンデータとして公開するデータは、原則として二次利用を認めることとする。市が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」※1の表示により二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは、原則として自由度の高い「CC-BY」※2を選択するものとし、CC-BY以外のライセンスを適用する場合はその理由を明示する。

#### (2) 機械判読に適したデータ形式による公開

オープンデータ化するデータについては、コンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮し、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV※3等）を基本とする。

#### (3) 第三者の著作物が含まれる情報の取扱い

本市が保有するデータの中には、外部に委託した業務の成果物や、市民・事業者等から提供された情報もあるため、第三者が著作権その他の権利を有している情報については、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。

#### (4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示

当該データの情報の時点や作成日、内容など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。また、利用に当たっての注意事項や、データを利用したことにより第三者が損害を被った場合に本市はその責を負わない旨を利用規約に明示する。

## **5 オープンデータの推進のための体制**

オープンデータは全庁的な体制により推進する。データの作成、更新、削除はデータの所管課が行い、データの公開については、所管課からデータの提供を受けた後、データ形式の整備及び変換並びに本市ウェブサイトへの掲載を情報政策課情報政策係で行う。

なお、公開データに係る著作権の権利関係及び非公開情報の有無については、各データの所管課で確認を行う。

## **6 利活用促進のための取り組み**

市民や企業等からオープンデータとして公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データを保有する所管課が連携し、速やかに公開の可否を検討し対応するよう努める。

## **7 本方針の見直し**

本方針は、今後の国の動向や関連技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### **附則**

本方針は、令和3年3月1日から施行する。

## 《注釈》

### ※1 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の適正な再利用の促進を目的として、国際的非営利団体クリエイティブ・コモンズが定めた一連のライセンス（許可証）。特定のマークの表示により、作品やデータの著作権を保持したまま「一定の条件を守れば作品・データを自由に利用して良い」という意思表示をするためのパブリックライセンスの一つ。ライセンスは全部で6種類ある。

### ※2 CC - BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つで、原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件として、利用者が営利目的での二次利用も許可され、データの改変、複製、再配布することができる、最も自由度の高いライセンス。

### ※3 CSV

Comma Separated Values の略。データ内の項目をカンマで区切ったテキスト形式のファイル。汎用性が高く、様々なアプリケーションで開くことができる。